

自己評価表の作成について

適切な障害福祉サービスを提供するためには、事業所自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか、法令が遵守されているか、常に確認し不適切な事項は改善するとともに、自らが提供するサービスの向上に努めることが大切です。宮城県社会福祉協議会サービス評価実施対象施設となっているため、相談支援事業所においてもサービス評価、自己評価を実施する事になりました。法令、関係通知及び国が示した指定障害福祉サービス事業者等監査指針のうちの主眼事項・点検のポイントを基に、自己評価表を作成しました。

指定相談支援の事業（障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準）

第二条（基本方針）
 1 指定相談支援の事業は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
 2 指定相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
 3 指定相談支援の事業は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って、当該利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。
 4 指定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。
 5 指定相談支援事業者は、自らその提供する指定相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

法令等参考資料

略称	名称
法	障害者日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下：障害者総合支援法）（平成17年法律第123号）
施行規則	障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）
平18厚令173	障害者総合支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18F19001000173.html
解釈通知	障害者総合支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について
平18厚令524	障害者総合支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
平18厚令549	指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの
パンフレット	障害者福祉サービス利用について26年版（製作/全国社会福祉協議会 監修/厚生労働省）

①自己評価スケジュール→12月中旬に記入、回収、集計 ・ 12月下旬集計、報告 ・ 12月下旬改善策検討 ・ 12月下旬会長報告
 ②評価基準や項目等については、今後も検討を加えてゆく予定です。

自己評価表 記入用

*記入方法→該当すると思われるものに○をつけてください。
 *非該当→事業所で該当しない項目。実施した事例が無い等です。
 *設問には、計画・委託が混在していますので、注意してください。
 *コメント等があれば、設問欄等に朱書きしてください。

第1 基本方針	いる・いない・非該当	法令
1 基本方針		
(1) 相談支援事業は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われている。	いる・いない・非該当	法第45条平18厚令173第2条1項
(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（福祉サービス等）が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮されている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第2条2項)
(3) 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、福祉サービス等が特定の種類や特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第2条3項)
(4) 市町村、障害福祉サービス事業者等と連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第2条4項)
(5) 自ら提供する指定相談支援の評価を行い、常に改善を図っている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第2条5項)
第2 人員に関する基準	いる・いない・非該当	法令
1 従業者の員数（相談支援専門員）		
(1) 相談支援事業所は、専らその職務に従事する相談支援専門員を1人以上置いている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第3条)
(2) 相談支援専門員は資格要件を満たしている。	いる・いない・非該当	厚生労働省告示第549号
2 管理者		
相談支援事業所は、専らその職務に従事する管理者を置いている。 兼務の場合 兼務する職〔 〕	いる・いない・非該当	(平18厚令173第4条)
3 雇用契約・秘密の保持		
(1) 管理者及び従業者と労働契約を交わし、労働条件通知書を交付している。	いる・いない・非該当	
(2) 従業者及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていない。	いる・いない・非該当	(平18厚令171第36条1項・43条1項)
(3) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう、誓約書を徴するなど必要な措置を講じている。	いる・いない・非該当	(平18厚令171第36条2項・43条2項)
第3 運営に関する基準	いる・いない・非該当	法令
1 内容及び手続きの説明及び同意		
(1) 利用申込みがあったときは、障害の特性に配慮しつつ、利用申込者に対し、サービスの選択に必要な重要事項（運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等）をパンフレット等で説明を行い、書面により同意を得ている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第5条1項)

	(2) 利用契約をしたときは、利用者に対し、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面（契約書、重要事項説明書）を交付している。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第5条2項)
	(3) サービス担当者会議等において、利用者又は家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書（利用登録票等）により利用者又は家族の同意を得ている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第24条3項)
2	契約内容の報告等		
	(1) 利用契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告している。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第6条1項)
	(2) サービス利用計画を作成したときは、その計画書類等を市町村に対し遅滞なく報告している。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第6条2項)
3	提供拒否の禁止		
	正当な理由なく、サービスの提供を拒んでいない。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第7条)
	①現員からは、利用申し込みに応じきれない場合 ②利用者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③運営規程に主たる障害の種類を定めており、この該当者以外からの利用申し込みがあった場合 ④その他適切なサービスの提供が困難な場合		
4	サービス提供困難時の対応		
	適切なサービス提供が困難な場合、他の事業者等の紹介等の必要な措置を講じている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第8条)
5	受給資格の確認		
	サービスの提供に当たり、受給者証により、支給決定の有無、支給決定有効期間、支給量等を確認している。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第9条)
6	支給決定の申請に係る援助		
	支給期間の終了に伴う訓練等給付費の申請について、支給決定に通常要する期間を考慮し、申請勧奨等の必要な援助を行っている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第10条)
7	身分を証する書類の携行		
	従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する旨の指導をしている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第11条)
8	サービス利用計画作成費の額に係る通知等		
	(1) 法定代理受領により市町村からサービス利用計画作成費を支給された場合、利用者に対しその額を通知している。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第14条1項)
	(2) 利用者から法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合、サービスの内容、費用の額その他利用者が市町村にサービス利用計画作成費の請求をする上で必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付している。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第14条2項)
9	相談支援の具体的取扱方針		
	(1) 管理者は、相談支援専門員に、利用者等からの日常生活全般に関する相談及びサービス利用計画の作成に関する業務を担当させている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第15条1号)
	(2) 相談支援に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等を理解しやすいように説明している。また、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法をとっている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第15条2号)
	(3) 相談支援専門員は、サービス利用計画の作成に当たり、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービスの利用が行われるようにしている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第15条3号)
	(4) 相談支援専門員は、指定障害福祉サービスに加え、保健医療サービス又はその他の福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、サービス利用計画に位置づけるよう努めている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第15条4号)
	(5) 相談支援専門員は、サービス利用計画の開始に当たり、利用者等がサービスを選択しやすいよう、地域における指定障害福祉サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又は家族に提供している。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第15条5号)
	(6) 相談支援専門員は、サービス利用計画の作成に当たり、利用者の能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や自立した日常生活を送ることができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（アセスメント）を適切に行っている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第15条6号)
	(7) 相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たり、利用者の居宅等を訪問し利用者及び家族に面接の上、面接の趣旨を十分説明し、理解を得ている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第15条7号)
	(8) 相談支援専門員は、アセスメントに基づき、地域における障害福祉サービス等の提供体制を勘案して最も適切な福祉サービス等の組み合わせを検討の上、サービス利用計画の原案を作成している。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第15条8号)
	(9) 相談支援専門員は、サービス担当者会議（サービス利用計画作成のため、同計画に盛り込んだ福祉サービスの担当者等を招集して行う会議）の開催、福祉サービスの担当者への照会等により、福祉サービスの担当者から、専門的な見地からの意見を求めている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第15条9号)
	(10) 相談支援専門員は、サービス利用計画の原案に位置づけた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、利用者又は家族に対し説明し、文書（サービス利用計画案及びサービス利用計画書）により同意を得ている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第15条10号)
	(11) 相談支援専門員は、サービス利用計画を利用者等及び福祉サービスの担当者に交付（提出）している。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第15条11号)
	(12) 相談支援専門員は、サービス利用計画作成後、計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて計画の変更、事業者との連絡調整等を行っている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第15条12号)
	(13) 相談支援専門員は、モニタリングに当たり、利用者及び家族、事業者等との連絡を継続的に行い、モニタリング月には1回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録していますか。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第15条13号)

	(14) 相談支援専門員は、利用者が支給決定の変更の決定を受けたときはサービス担当者会議の開催、サービス利用計画の変更の必要性について、福祉サービスの担当者から専門的な見地からの意見を求めている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第15条14号)
	(15) (3) から (11) までの規定は、(12) に規定するサービス利用計画の変更を変更する場合にも準じて行っている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第15条15号)
	(16) 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が提供されていても利用者が居宅において日常生活を営むのが困難と認められる場合、又は利用者が障害者支援施設・病院への入院・入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介等の便宜を図っている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第15条16号)
	(17) 相談支援専門員は、障害福祉施設等から退院・退所しようとする利用者又は家族から相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ必要な情報提供及び助言等を行っている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第15条17号)
10	利用者等に対するサービス利用計画等の書類の交付		
	利用者等が他の指定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等からの申し出があった場合には、利用者に対し、直近のサービス利用計画及び実施状況に関する書類を交付している。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第16条)
11	利用者等に関する市町村への通知		
	利用者等（計画作成対象障害者等）が、偽りその他不正な行為によってサービス利用計画作成費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知している。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第17条)
12	管理者の責務		
	管理者は、従業者及び業務等の管理を一元的に行っていますか。また、指定相談支援の基準（自主点検のポイント）を遵守させるため、必要な指揮命令を行っている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第18条)
13	運営規程		
	(1) 事業所は、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第19条)
	①事業の目的及び運営の方針 ②従業員の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定相談支援の提供方法及び内容並びに利用者等から受領する費用及びその額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦虐待防止のための措置に関する事項 ⑧その他運営に関する重要事項（苦情解決体制、事故発生時の対応等）		
	(2) ①から⑧まで盛り込まれていますか。	いる・いない・非該当	
	(3) 運営規程と契約書やその重要事項説明書との記載に食い違いはない。	ある・ない・非該当	
14	勤務体制の確保等		
	(1) 利用者等に対して適切なサービスが提供できるよう、従業者の勤務体制を定めている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第20条1項)
	(2) 事業所は、当該事業所の相談支援専門員によってサービスを提供している。（ただし、相談支援専門員の補助業務はこの限りではない。）	いる・いない・非該当	(平18厚令173第20条2項)
	(3) 従業者の資質向上のため、研修の機会を確保している。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第20条3項)
15	設備及び備品等		
	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定相談支援に必要な設備及び備品等を備えている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第21条)
	①事務室・専用の事務室を設けるのが望ましいが、間仕切りなどにより明確に区別される場合は、他の事業と同一の事務所であっても差し支えない。②受付等のスペースの確保・利用申し込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応できる適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペースは、利用者等が直接入りできるなど利用しやすい構造であること。③設備および備品等・相談支援に必要な設備及び備品等を確保するものとするが、支障がない場合は同一敷地内にある他の事業所、施設等との兼用可。また、貸与によることも差し支えない。		
16	衛生管理等通知		
	(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第22条1項)
	(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第22条2項)
17	掲示		
	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制その他利用者申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示している。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第23条)
18	広告		
	当該事業所について広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていない。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第25条)
19	障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止		
	(1) 事業者及び管理者は、サービス利用計画の作成又は変更に関し、当該事業所の相談支援専門員に対して特定の事業者（例えば同一法人系列の事業者）を計画に位置づけるべき旨の指示を行っていない。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第26条3項)
	(2) 相談支援事業者は、サービス利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の事業者によるサービスを利用すべき旨の指示を行っていない。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第26条1項)
	(3) 事業者及び従業者は、サービス利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、当該事業者から金品その他の財産上の利益を收受していない。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第26条2項)
20	人権擁護（利用者サービス提供者の対等な関係性への配慮）		
	(1) 年齢相応の応対、言葉かけ、呼称を使っている。	いる・いない・非該当	
	(2) 指導的立場ではなく、支援の視点で関わっている。	いる・いない・非該当	
	(3) 利用者への暴力や虐待行為に対して、懲罰規定や研修会等の防止策がとられている。	いる・いない・非該当	
21	苦情解決		

<p>(1) 利用者又は家族からのサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置（相談窓口の連絡先・苦情処理の体制及び手順等の運営規程や重要事項説明書への記載、事業所に掲示）を講じている。</p>	<p>いる・いない・非該当</p>	<p>(平18厚令173第27条1項)</p>
<p>(2) 苦情について、受付日、内容等を記録（何でも相談指定様式等）している。</p>	<p>いる・いない・非該当</p>	<p>(平18厚令173第27条2項)</p>
<p>(3) 提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う文書等の提出、提示の命令、当該職員からの質問、当該事業所の帳簿書類等の検査に応じている。また、利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、市町村から指導等があった場合は、必要な改善を行っている。</p>	<p>いる・いない・非該当</p>	<p>(平18厚令173第27条3項)</p>
<p>(4) 提供したサービスに関し、法第11条第2項の規定により県知事が行う帳簿書類等の提出提示の命令、当該職員からの質問（実地指導）に応じている。また、利用者等からの苦情に関して県知事が行う調査に協力し、県知事から指導等があった場合に、必要な改善を行っている。</p>	<p>いる・いない・非該当</p>	<p>(平18厚令173第27条4項)</p>
<p>(5) 提供したサービスに関し、法第48条第1項の規定により県知事又は市町村長が行う帳簿書類等の提出、提示の命令又は当該職員からの質問、帳簿書類等の検査に応じている。また、利用者等からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力し、県知事又は市町村長から指導等があった場合は、必要な改善を行っている。</p>	<p>いる・いない・非該当</p>	<p>(平18厚令173第27条5項)</p>
<p>(6) 県知事等から求めがあった場合に、(3) から (5) の改善内容を報告している。</p>	<p>いる・いない・非該当</p>	<p>(平18厚令173第27条6項)</p>
<p>(7) 運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う苦情解決に向けた調査、斡旋にできる限り協力している。</p>	<p>いる・いない・非該当</p>	<p>(平18厚令173第27条7項)</p>
<p>22 事故発生時の対応</p>		
<p>(1) 利用者へのサービス提供に際し事故が発生した場合は、県、市町等関係機関、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じている。</p>	<p>いる・いない・非該当</p>	<p>(平18厚令173第28条1項)</p>
<p>(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録（リスクマネジメント事故報告書等指定様式）している。</p>	<p>いる・いない・非該当</p>	<p>(平18厚令173第28条2項)</p>
<p>(3) 利用者へのサービス提供に際し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っている。</p>	<p>いる・いない・非該当</p>	<p>(平18厚令173第28条3項)</p>
<p>23 記録の整備</p>		
<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備している。また、次の記録についてサービスを提供した日から5年間（定められた期間）保存している。</p>	<p>いる・いない・非該当</p>	<p>(平18厚令173第30条)</p>
<p>①モニタリングに関して福祉サービス事業者等との連絡調整に関する記録 ②利用者ごとに次の内容を記載した相談支援台帳 ア サービス利用計画 イ アセスメントの記録 ウ サービス担当者会議等の記録 エ モニタリングの結果の記録 ③利用者（支給決定障害者）に関する市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p>		